

岩手県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社薬師会	紫波郡紫波町日詰字下丸森65番地2	あけぼの薬局	紫波郡紫波町日詰字下丸森65番地2	令和2年3月11日

2 認知症対応型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社まごのて	盛岡市東松園一丁目12番13号	ケアホームまごのてお茶のみクラブ	滝沢市野沢62番地1041	令和元年9月1日

3 介護予防居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社薬師会	紫波郡紫波町日詰字下丸森65番地2	あけぼの薬局	紫波郡紫波町日詰字下丸森65番地2	令和2年3月11日

4 介護予防認知症対応型通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社まごのて	盛岡市東松園一丁目12番13号	ケアホームまごのてお茶のみクラブ	滝沢市野沢62番地1041	令和元年9月1日